生徒心得

１．一般心得

（１）学校生活の秩序を維持し、生徒としての誇りをもって本校諸規定を正しく守り、互いに人格を尊重し、生徒としての自覚に基づいて良識ある行動をとる。

（２）登校・下校・その他公式の席へ出るときは、服装の項に定めたとおりの服装をする。

（３）生徒手帳・身分証明書は常に携帯し、紛失したときはＨＲ担任に申し出る。

２．登下校について

（１）始業の予鈴までに登校する。

（２）下校は規定の時刻を厳守する。

（３）始業時刻から下校時刻までは外出しないことを原則とする。ただし、やむを得ない事情がある場合はＨＲ担任に届け出て、許可証を所持して外出する。

（４）自転車通学をする場合は届け出て、所定のステッカーを貼る。

３．自動車及び自動二輪車等の免許取得等について

【自動二輪車等について】

（１）自動二輪車等の運転免許取得、購入及び運転を希望する生徒は、学校に申し出るとともに、所定の手続きにより届け出ること。そして免許取得前には、保護者と共に面談をおこなう。（なお、生徒は、運転免許取得等により学校生活への支障をきたすようなことはあってはならない。）

（２）自動二輪車等による通学は禁止とする。

（３）運転免許を取得した生徒は、県教育委員会が主催する自動二輪車等の交通安全講習を必ず受講すること。

（４）自動二輪車等を運転する生徒は、（初心者運転期間を終了しても）他者を同乗させてはならない。また、運転をしない生徒も、他の生徒が運転する自動二輪車等に同乗してはならない。

【自動車について】

自動車の運転免許の取得等に関する手続きについては、別に定める。

４．服装

（１）一般

ア　服装は本校既定の服装基準により、清潔・端正で華美にならないよう留意する。

イ　規定以外の服装をするときはＨＲ担任に届け出て異装許可を得る。

ウ　更衣は５月中旬、１０月１日とする。なお、１週間程度の調整期間を設ける。調整期間の基準については別に定める。

（２）服装

ア　① 学校指定の制服を着用する。変形の制服の着用を禁止する。

② 夏期は学校指定の夏期制服を着用する。

③ 学校指定の制服は下記のとおりとする。

○制服……上着、スカートもしくはズボン、ワイシャツもしくはブラウス、セーター、ネクタイもしくはリボン（いずれも学校指定のもの）

○夏期制服……半袖又は長袖シャツもしくはブラウス、夏用ズボンもしくはスカート（いずれも学校指定のもの）。ネクタイ・リボンは着用しない。

イ　通学靴は黒か茶色の革製標準靴（運動靴も可）とする。

ウ　コートを着用する場合は、黒、紺、グレーの学生用のスクールコート又は、ダッフルコート、Ｐコートを着用し、これ以外のコート、ジャンパー、ウインドブレーカー等は着用

しない。
エ　セーター、ベストを着用する場合は、学校指定のものを上着の下に着用する。
オ　靴下は無地の黒、白、紺のものとする。ストッキングは黒又は肌色とする。
カ　マフラー、手袋は地味なものを着用する。
キ　ズボンを着用する場合、ベルトは黒・紺・茶で無地のものとする。
ク　装身具は身につけない。
ケ　上履きは学校指定のものとし、氏名を記入し、正しくはく。
コ　髪型は本校生としてふさわしい清潔な髪形とし、パーマネントをかけることや、髪を脱色することなど、故意に変形、変色しない。
サ　① 口紅、マニキュア等化粧はしない。
② リップクリームを使用する場合は、無色のものとする。

５．礼儀
（１）学校内外を問わず常に礼儀正しく、職員・生徒相互又来訪者に対しては挨拶をする。
（２）男女生徒間の交際は、常に明朗・純潔・互いの人格向上につとめる。

６．所持品
（１）所持品にはすべて記名し、各自所定の場所に保管するとともに万一紛失したり拾得した場合は関係職員に届け出る。
（２）多額の金銭又は貴重品は平素学校に持参しない。携帯電話は校内への持ち込みは許可するが、校内での使用は禁止する。
（３）体育の授業等の場合、教室に貴重品をおかないで貴重品は個人ロッカーに入れ施錠し保管すること。又は貴重品袋に入れて担任等に保管を依頼する。

７．清潔・整頓
（１）保健・公衆衛生・環境美化の立場から校内の清潔整頓に留意する。原則として月一回は大掃除を行う。
（２）掃除当番は責任をもって任にあたる。清掃用具は必ず所定の保管場所に整備しておかなければならない。不足を生じたときは係の先生に速やかに届け出る。
（３）掃除終了後、責任者は直ちに監督の教師に報告し点検を受ける。

８．校内施設利用
（１）校具・校舎その他一切の施設を愛護保全して、いやしくもこれを破壊するようなことがあってはならない。故意に破壊するようなことがあった場合は弁償する。
（２）特に定められた室・教具については、みだりに出入り、又は使用してはならない。
（３）校舎内外の火気使用を厳禁する。

９．学習・部活動
（１）学習は真剣・活発に秩序を保ちつつ積極的に行われなければならない。自習時間は教室で自習することを原則とし、他の生徒の学習を妨げる行為は厳に慎しむこと（ただし、教科担当の指示により図書室を利用することもできる）。
（２）部は文化部・運動部の二部門に大別され、それぞれの個性や能力に応じていずれかの部に加入し、活動しなければならない。生徒の自主性が尊重されるとともに、それぞれの部は顧問教師の指導を受ける。
（３）年度内部の異動は原則として認めない。

１０．校外生活その他
（１）不健全と思われる娯楽場・飲食店等へ出入りしてはならない。

（２）旅行・キャンプ・登山等の場合は指導責任者を明らかにし、綿密な計画をたて学校の許可を受ける。
（３）同居の家族が学校感染症にかかった場合は学校に連絡して指示を受ける。
（４）喫煙・飲酒・暴力行為等は厳禁する。
（５）アルバイトをする場合は、別に定める「アルバイト規程」に基づき、保護者の同意を得てＨＲ担任に「アルバイト許可願」及び「アルバイト申請書」を提出する。
（６）生徒旅客運賃割引証は正しく使用すること。
（７）交通規則を守り、常に交通事故防止につとめる。

１１．諸願届
（１）届書・願書はすべて校長宛とし、所定の書式によりＨＲ担任を通じて提出する。
（２）欠席・遅刻・早退等の届書は登校した日に遅滞なく提出する。
（３）病気のため欠席１週間以上に及ぶ場合は医師の診断書を添える。
（４）通学証明書・在学証明書の交付を希望する場合は、第２時限までに事務室受付へ所定の書式によって提出する（第２時限を過ぎた下付願については、翌日の発行となることもある）。
（５）成績・卒業見込証明書等で当日の発行を希望する場合は、第２時限までにＨＲ担任を通じて学校に願い出る。
（６）忌引日数は次の通りとし出席・欠席のいずれにも算入しない。

父母	５日
祖父母・兄弟姉妹	３日
曽祖父母	１日
伯叔父母	１日

（７）次の各号に該当する欠席・欠課は出席扱いとし、欠席時数中に算入しない。
ア　受験（就職試験を含む）の場合
イ　公式の会合等に出席する場合、その他校長の認めた場合
（８）学校感染症による登校停止の期間は出席・欠席のいずれにも算入しない。

１２．長期休業中の心得
【登校についての注意】
（１）登校日は授業日数に入れる。
（２）病気その他の理由で登校日に欠席する場合は必ず学校に届ける。
（３）図書閲覧・運動各部その他の部活動のため登校するときは顧問教師の指導に従い、校具・教具の取扱いに注意し、後の整理に責任をもつこと。
（４）登下校においては制服を着用する。
【家庭における注意】
（１）休業中の生活計画をたて、充実した生活であるようにする。
（２）不得意の学科はこの期間中、学力の補充をする。
（３）疾病は休業日中に治療するよう心がける。
（４）家族内又は近所に伝染病、事故が発生した場合はすぐ学校に連絡する。
（５）外出の場合は行先を明らかにし、保護者の許可を受ける。
（６）宿泊を要する旅行及び長距離旅行は保護者同伴を原則とする。